## 佐世保市子育てアイデア実現化奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「子ども・子育て支援モデル都市」の実現に向けて、子育て支援を行いたい市民等の夢のある子育てアイデアの実現化を支援するために、予算の範囲内で佐世保市子育てアイデア実現化奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金対象アイデア等)

- 第2条 奨励金の交付対象となるアイデア(以下「交付対象アイデア」という。) は、佐世保市内で実施するアイデアであって、次の各号のいずれかに該当す るものとする。
  - (1) 地域社会全体で子育て世代を支えていく気運の醸成を図るアイデア
  - (2) 子育て世代がより心地よく過ごすことができるようになるアイデア
- 2 奨励金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 佐世保市に住所を有する者(以下「市民」という。)
  - (2) 前号に該当しない者であって、佐世保市内に通勤又は通学しているもの
  - (3) 2名以上の市民及びその他の者で構成された団体で、主たる活動の場が 佐世保市内にあるもの
  - (4) 市内に事業所を有する会社その他民間の法人で、中小企業基本法(昭和 38年法律第58号)第2条第1項各号に定める規模を超えないもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、奨励金の交付対象としない。
  - (1) 交付対象としないアイデア 次のいずれかに該当するもの
    - イ 国、地方公共団体又は公益団体から他の資金を受けているアイデア
    - ロ 特定の個人や団体のみが利益を受けるアイデア
    - ハ 特定の政治団体、宗教団体等又は特定の人物に対する支持を目的として行うアイデア
    - ニ 施設の建設又は維持管理を目的とするアイデア
    - ホ 物品の販売等により、営利を主たる目的とするアイデア
  - (2) 交付対象としない者 活動内容、設立趣旨等から、交付対象として適当

でないと市長が認める者

(奨励金の交付対象経費等)

- 第3条 奨励金の交付対象経費は、交付対象アイデアに要する経費のうち、別表1に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象としないものとする。
  - (1) 飲食費(食事、弁当、茶菓等)
  - (2) 事務所等の家賃及び駐車場等の賃借料
  - (3) 事務局経費その他団体の経常的な運営に係る経費
  - (4) 交付対象アイデアのために使用したことが確認できない経費
  - (5) その他交付対象アイデアに直接関係のない経費及び市長が社会通念上 適当でないと認めた経費

(奨励金の交付対象額等)

- 第4条 奨励金の交付対象額は、交付対象経費の合計額とする。ただし、交付 対象アイデアの実施に伴う収入がある場合には、これを差し引くものとする。
- 2 交付率は、交付対象額の10分の10とする。ただし、奨励金は10万円 を上限とし、1,000円未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(奨励金の交付申請)

- 第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、佐世保市子育てアイデア実現化 募集エントリーシート(奨励金交付申請書)(様式第1号)に次に掲げる書類 を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 佐世保市子育てアイデア実現化実施事業計画書(様式第2号)
  - (2) 佐世保市子育てアイデア実現化収支予算書(様式第3号)
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の交付対象者(共同申請を含む。)に対する奨励金の交付は、通算3回 を上限とし、毎回申請に基づく選考により決定を受けることを要するものと する。

(アイデアの選考)

第6条 交付対象アイデアの選考は、子ども未来部長及びその指名する4人の 職員で行う。

(アイデアの選考結果等)

第7条 市長は、前条の規定による選考の結果、交付対象アイデアとして選定 されたアイデアについては佐世保市子育てアイデア実現化選考結果通知書 (奨励金交付決定通知書)(様式第4号)により、選定されなかったアイデアについては佐世保市子育てアイデア実現化選考結果通知書(様式第5号)により、当該アイデアの申請者に通知する。

2 奨励金の交付の決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、速やかに交付対象アイデアを実施しなければならない。

(奨励金の概算払)

第8条 事業者は、概算払により奨励金の交付を受けようとするときは、佐世 保市子育てアイデア実現化奨励金交付概算払(前渡し)請求書(様式第6号) を市長に提出しなければならない。

(交付対象アイデアの変更等)

- 第9条 事業者は、交付対象アイデアの内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに佐世保市子育てアイデア実現化実施変更等承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに交付対象アイデアの 内容変更又は中止について承認の可否を決定し、佐世保市子育てアイデア実 現化実施変更等承認(不承認)決定通知書(様式第8号)により通知するも のとする。

(実績報告)

- 第10条 事業者は、交付対象アイデアが完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、佐世保市子育てアイデア実現化実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 佐世保市子育てアイデア実現化収支決算書(様式第10号)
  - (2) 交付対象経費に係る領収書
  - (3) アイデアの実施状況を確認できる写真

(確定の通知及び奨励金の精算)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかに内容を精査し、 奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、 交付すべき奨励金の額を確定し、当該事業者に対して佐世保市子育てアイデ ア実現化奨励金交付額確定通知書(様式第11号)により通知する。

(奨励金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた事業者は、奨励金の交付を請求しよ

うとするときは、佐世保市子育てアイデア実現化奨励金交付請求書(様式第 12号)を市長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成28年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、平成30年度以後の予算に 係る補助金について適用する。

別表1 (第3条関係)

経費の種類	内容
人件費	交付対象アイデア実施のために支払われた賃金。ただ
	し、団体が経常的に職員に支払う賃金は除く。
報償費	交付対象アイデア実施に必要な講師、専門家等への報
	償、謝礼等
旅費	講師、専門家等(事業者を除く。)の招へいに必要と認
	められる交通費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	運搬に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等
備品購入費	交付対象アイデア実施に必要と認められる備品